様式第１号（第５条関係）

記入日：令和　　年　　月　　日

戸沢村長　渡部　秀勝　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| 名称及び代表者氏名 |  |

戸沢村オンライン化促進支援補助金交付申請書

　表記補助金の交付を受けたいので、戸沢村オンライン化促進支援補助金交付要綱第５条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

１　申請者

|  |  |
| --- | --- |
| （フリガナ）名称（商号または屋号） |  |
| 主たる業種 | **【以下のいずれか一つを選択してください】**□製造業、建設業、運輸業、農林水産業等その他下記以外の業種□卸売業□サービス業□小売業 |
| 常時使用する従業員数※２ | 人 | ＊常時使用する従業員がいなければ、「０人」と記入してください。＊従業員数が小規模事業者の定義を超える場合は申請できません。 |
| 申請　者 | （フリガナ）氏　　名 |  | 役　　　職 |  |
| 住　　所 | （〒　　　　－　　　　） |
| 電話番号 |  | 携帯電話番号 |  |

２　補助事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| テレワーク形態 | 【以下のいずれかを選択してください（複数選択可）】1. （　　）在宅勤務
2. （　　）モバイルワーク、
3. （　　）サテライトオフィス勤務
4. （　　）Ｗｅｂ会議・商談、
5. （　　）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |
| テレワーク対象者数 | 計（　　　）名内訳：①常時使用する従業員（　　　）名、②経営者（　　　）名 |
| テレワーク環境の整備期間 | 令和　　年　　月　　日（　　）　～　令和　　年　　月　　日（　　） |

※補助事業の開始日は令和２年４月７日まで遡及可能

※補助事業の完了予定日は最長で令和３年１月２０日まで

３　経費明細（補助対象経費および補助金交付申請額）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 内容・必要理由 | 経費内訳（単価×回数） | 補助対象経費（税抜） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| （１）補助対象経費合計 |  |
| （２）補助金交付申請額　（千円未満切捨て、上限100万円） |  |

※経費区分には、裏面補助対象とする経費（例）を参考に「①機械装置等費」から「⑤外注費」までの各費目を記入してください。

４　その他添付書類

　（１）テレワーク環境整備計画書（様式第２号）

（２）補助対象事業に係る費用がわかる資料の写し

（契約書、納品書、請求書、領収書（内容記載のあるもの）、写真等のいずれかを想定）

様式第２号（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| 名称及び代表者氏名 |  |

テレワーク環境整備計画書

　当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における事業継続対策として、以下のとおりテレワーク環境を整備し、職場環境の改善に取り組みます。

|  |
| --- |
| １　テレワーク環境による主な業務 |
| （１）取引先・顧客対応業務（２）制作業務（３）内部管理業務 |
| ２　テレワーク環境整備後の勤怠管理・コミュニケーション |
|  |
| ３　テレワーク環境整備による効果 |
|  |

|  |
| --- |
| ４　テレワーク環境イメージ図 |
| 導入前 |  |
| 導入後 |  |

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

|  |
| --- |
| (１)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）(２)暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）(３)暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）(４)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）(５)総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）(６)社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）(７)特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）(８)前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者イ　前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められることロ　前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められることハ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められることニ　前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められることホ　その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること |

〇補助対象とする経費（例）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 対象機器等 |
| ①機器等購入費（各税抜10万円未満） | パソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話、ディスプレイ・モニター、キーボード、マウス、プリンター、スキャナー、VPNルーター、サーバおよびＮＡＳ、無線LAN機器（親機、子機）、Ｗｅｂ会議用機器（カメラ・スピーカー・ヘッドセット）、リモートWOL装置 |
| ②ソフトウェア購入費 | 導入型ソフトウェア（業務ソフトウェアに限る） |
| ③委託費 | ネットワーク構築作業費／ＶＰＮルーター等、機器の設置・設定作業費、導入機器、導入ネットワークの保守費用、導入機器等の操作説明等にかかる委託経費（研修費用・マニュアル作成費） |
| ④賃借料（事業期間分に限る） | パソコン等、上記「機器等購入費」に記載の機器等をリースする場合のリース料 |
| ⑤使用料（事業期間分に限る） | コミュニケーションツール（会議システム、チャット、データ共有）利用料、管理ツール（勤怠管理、在籍管理、業務管理）利用料、業務ソフトウェア利用料、セキュリティソフト利用料、リモートアクセスツール利用料、グループウェア（ワークフロー、リモートワークアプリ）利用料 |

※　原則として、汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンター、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費を除きますが、「テレワーク環境の整備」に関する経費については対象とします。